

答申第221号

情公第1575号

令和3年7月28日

神奈川県公安委員会
委員長 岡田 優子 様

神奈川県個人情報保護審査会
会長 玉巻 弘光

自己情報不開示処分に関する審査請求について（答申）

令和2年9月2日付けで諮問された特定警察署が作成した写真等不開示の件（諮問第238号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人に係る後記2(2)アにおいて「本件負傷部位写真」とする文書並びに後記2(2)ウにおいて「本件DVD」とする文書及び「本件防犯カメラ写真」とする文書を刑事訴訟に関する書類に該当するとして、不開示としたことは妥当である。
- (2) 実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人に係る後記2(2)イにおいて「本件見取図等」と総称する文書を不存在であるとして、不開示としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和2年3月25日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、■年■月■日に審査請求人が傷害の被害に遭った件（以下「本件事件」という。）について、
 - ア ■年■月■日、審査請求人のけがの状況を撮影した際に特定警察署が作成した写真
 - イ ■年■月■日、審査請求人を立会人として行った実況見分の際に、特定警察署が作成した現場の見取図、審査請求人を撮影した写真及び特定警察官が持っていた審査請求人が写っている写真
 - ウ ■年■月■日、■月■日、■年■月■日及び■月■日、審査請求人が特定警察署で閲覧した審査請求人が写っている防犯カメラの映像が記録された特定警察署で保管されているDVDディスク及び警察官が持っていた審査請求人が写っている写真にそれぞれ記録された審査請求人を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」と総称する。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年4月7日付けで、次のとおり、保有個人情報を特定した上で、それぞれ不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。
 - ア 前記2(1)アに係る請求について、■年■月■日付け写真撮影報告書（被害者の負傷部位の撮影について）に添付されている写真（以下「本件負傷

部位写真」という。)を特定の上、同文書は、条例第39条第4項に規定する刑事訴訟に関する書類に該当するから、当該文書に記録されている保有個人情報については、保有個人情報の開示の請求について定める条例第18条の適用がないものとして、不開示とした。

イ 前記2(1)イに係る請求について、審査請求人を立会人として行った実況見分は、審査請求人が自己情報の開示請求書(以下「開示請求書」という。)に記載して指定した■年■月■日に行われたものではないことから、審査請求人の求める■日に実施した実況見分の際に作成したとする現場の見取図及び写真並びに■日特定警察官が持っていた写真(以下「本件見取図等」と総称する。)は作成も取得もしていないため、不存在であるとして不開示とした。

ウ 前記2(1)ウに係る請求について、本件事件に係る防犯カメラの映像が記録された特定警察署で保管しているDVDディスク(以下「本件DVD」という。)及び■年■月■日付け写真撮影報告書(防犯カメラの精査について)に添付されている写真(以下「本件防犯カメラ写真」という。)を特定の上、同文書は、刑事訴訟に関する書類に該当するから、当該文書に記録されている保有個人情報については、保有個人情報の開示の請求について定める条例第18条の適用がないものとして、不開示とした。

(3) 審査請求人は、令和2年6月26日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関(担当:神奈川県警察本部地域部地域指導課)の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件負傷部位写真、本件DVD及び本件防犯カメラ写真の条例第39条第4項該当性について

ア 条例第39条第4項について

条例第39条第4項は、前科、逮捕歴、勾留歴等に係る保有個人情報のほか、刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている保有個人情報につ

いては、開示請求等を定めた条例第 18 条から第 38 条までの規定は適用しない旨定めている。

イ 刑事訴訟に関する書類について

刑事訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関し作成又は取得した書類をいい、その種類や保管者は問わないと解されており、裁判所が保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等が保管している書類や不起訴となった事件の書類を含むとされている。

ウ 本件事件について

特定警察署は、本件事件の関係者双方から事情聴取を行った結果、刑罰法令に抵触する行為を認知するも審査請求人からは被害届の受理には至っていなかった一方で、将来的な事件化を視野に入れて捜査に着手していた。

その捜査の一環として、特定警察署は、審査請求人の負傷部位を明らかにするために作成した本件負傷部位写真並びに特定警察署が特定事業者から捜査関係事項照会書により入手し映像データを複製した本件 DVD 及び本件防犯カメラ写真を証拠保全するために保管している。

なお、本件負傷部位写真及び本件防犯カメラ写真は、その後、特定警察署が作成した捜査書類（写真撮影報告書）に添付されている。

今後、被害届が提出されれば、鋭意捜査を尽くし、検察庁に傷害被疑事件として送致することとなり、本件負傷部位写真、本件 DVD 及び本件防犯カメラ写真が訴訟記録となる。また、被害届が提出されなかったとしても、本件負傷部位写真、本件 DVD 及び本件防犯カメラ写真は、他の関連する捜査書類と共に公訴時効の期間が満了するまで特定警察署において保管される。

エ 刑事訴訟に関する書類の該当性について

以上のことから、本件負傷部位写真、本件 DVD 及び本件防犯カメラ写真は、傷害被疑事件に関し作成又は取得された書類であり、条例第 39 条第 4 項に規定する刑事訴訟に関する書類に該当することは明らかである。

(2) 本件見取図等の不存在について

実施機関が前記 2 (1) イの請求に係る対象文書の検索を行ったところ、特

定警察署が本件事件に係る審査請求人を立会人として実況見分を行った件について作成した実況見分調書（甲の1）が確認できたが、同文書によると、実況見分を行った日は、■年■月■日であり、開示請求書に記載された■年■月■日に審査請求人を立会人として実況見分を行った事実はなかった。

よって、そもそも本件事件に係る実況見分が行われていない日付であることから、実施機関は、本件見取図等は作成も取得もしていない。

なお、審査請求人は、前記2(1)イの請求について、実況見分を行った日付を■年■月■日に訂正の上で、実況見分での審査請求人の指示説明を追加し開示を求める旨主張するが、審査請求において請求内容を訂正及び追加することはできないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定警察署が行った審査請求人への取扱いについての要望や特定警察署の対応に対する不服等を主張し、本件処分の取消しを求めているが、実施機関による条例に基づく開示・不開示の判断には何ら影響を及ぼすものではないことから、本件処分を取り消すべき主張とは認められない。

4 審査請求人の主張要旨

(省略)

5 審査会の判断理由

実施機関が、本件負傷部位写真、本件DVD、本件防犯カメラ写真及び本件見取図等についてそれぞれ不開示としたことの妥当性について、以下、検討する。

(1) 本件負傷部位写真、本件DVD及び本件防犯カメラ写真

条例第39条第4項は、「第18条から前条までの規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）並びに刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている保有個人情報については、適用しない。」

と規定している。

同項の規定により、刑事訴訟に関する書類は開示請求等の適用が除外されているが、これは、刑事訴訟法第47条が「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していること、同法第53条の2第2項において「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求等の適用除外とされていること、刑事被告事件に係る訴訟の記録に関しては刑事確定訴訟記録法に閲覧についての規定があること等を踏まえたものである。

この点、刑事訴訟法において、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関し作成し、又は取得した書類をいい、種類及び保管者を問わないものであり、裁判所及び裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴になった事件の書類を含むほか、当該事件が特定の時点において事件性がないと判断され、被疑事件とされず、検挙に基づく事件送致等がされていない場合であっても、将来の事情の変化により事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は「訴訟に関する書類」に当たるものと解されているところ、上述のとおり条例第39条第4項が刑事訴訟法の規定を踏まえ、同趣旨で定められたことに鑑みると、同項の「刑事訴訟に関する書類」とは、これらの書類のうち、実施機関が保有している行政文書をいうものと解される。

また、開示請求の対象となった保有個人情報、刑事訴訟に関する書類に記録されている保有個人情報に該当するか否かについては、当該保有個人情報が記録されている行政文書が被疑事件又は被告事件に関して作成又は取得された書類であるか否かを個別に判断すべきものと解される。

そこで、本件負傷部位写真、本件DVD及び本件防犯カメラ写真が条例第39条第4項に規定する「刑事訴訟に関する書類」に該当するか否かについて、以下検討する。

実施機関は、本件負傷部位写真、本件DVD及び本件防犯カメラ写真は、特定警察署が本件事件の捜査に着手し、司法警察職員が司法手続の一環であ

る捜査の過程で作成又は取得した書類である旨説明するところ、当審査会がこれらの情報が記録された行政文書を確認した限りにおいて、当該文書の内容、性質等に鑑みても、実施機関の説明は首肯できるものであり、審査請求人の主張を考慮しても、これを覆す事情は見受けられない。また、本件事件について、実施機関の説明するところ、本件処分時において検察官に送致されていなかったとしても、被害届が提出されるなどの将来の事情の変化により、再捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかとまではいえないと認められる。

したがって、本件負傷部位写真、本件DVD及び本件防犯カメラ写真は、条例第39条第4項に規定する刑事訴訟に関する書類に記録された保有個人情報に該当すると判断する。

(2) 本件見取図等

当審査会が確認したところ、審査請求人を立会人として行った実況見分の実施日について、同実況見分に基づき作成した実況見分調書(甲の1)には、実施日は■年■月■日と記載されており、開示請求書に記載された■年■月■日ではないことが認められる。

なお、当審査会が確認したところ、実施機関は審査請求人に対して請求内容の修正のために複数回にわたり電話連絡をしたにもかかわらず、連絡が取れなかったため請求内容の修正に至らなかったことが認められる。

よって、■年■月■日を実況見分の実施日とする前記2(1)イの情報に係る請求については、審査請求人に係る保有個人情報の記録された行政文書を作成も取得もしていないため不存在であるとして不開示としたことは妥当である。

なお、審査請求人は、前記4(2)のとおり、審査請求書において、実況見分を行った日付を■年■月■日に訂正した上で、実況見分での審査請求人の指示説明を追加し開示を求める旨主張するが、行政不服審査制度は原処分の違法又は不当を判断する事後審査手続きであって、改めて追加の請求をしてそれに対して処分を行うことは予定されていないこと、また、改めて請求することを拒む制度ではないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

また、審査請求人は、本件処分について、審査請求人の誤記であることが明白であったにもかかわらず、実施機関が請求内容を修正せずに不存在として不開示としたと主張するが、本件請求に係る開示請求書は審査請求人本人が書いて提出した書類であり、書面主義をとっている自己情報の開示請求において書面の内容から離れた決定はできないことから、本件処分に違法又は不当な点があったとはいえない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定警察署における本件事件の取扱いについてるる主張するが、当審査会は保有個人情報の開示の請求に係る諾否の決定の当否について神奈川県公安委員会から意見を求められているのであり、当該主張について調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令 和 2 年 9 月 2 日	○ 諮問
9 月 18 日	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
令 和 3 年 2 月 18 日 (第312回審査会)	○ 審議
3 月 18 日 (第313回審査会)	○ 審議
4 月 15 日 (第314回審査会)	○ 審議
5 月 20 日 (第315回審査会)	○ 審議
6 月 17 日 (第316回審査会)	○ 審議
7 月 5 日	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づき提出された資料を収受
7 月 12 日	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づき提出された資料を収受

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 井 恵 里 可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
高 橋 良	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 名 誉 教 授	会 長
長 谷 川 範 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和3年7月28日現在) (五十音順)